

東京圏から 倉敷へ 移住・就業 すると！

移住支援金 一世帯

100万円

単身60万円

要件 (①, ②, ③全てに当てはまること)

①移住元

- ・移住直前10年間で通算して5年以上、東京23区に在住又は通勤*していたこと。
かつ、
 - ・移住直前に連続して1年以上、東京23区に在住又は通勤*していたこと。 など
- ※通勤:東京圏(東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県(条件不利地域除く))に在住し、東京23区に通勤していること

②移住先等

- ・本市への転入が、令和元年7月16日以降であること(起業支援金交付決定者は同年6月5日以降)
- ・移住支援金の申請日が、転入後3か月以上1年以内であること。
- ・申請後5年以上継続して倉敷市内に居住する意思があること。 など

③就業

- ・岡山県が移住支援金の対象として、マッチングサイトに掲載している中小企業等の求人
に新規就業していること。
 - ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
 - ・申請時において連続して3か月以上在職していること。
 - ・移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。 など
- ※岡山県が実施する起業支援金の交付決定を受けた方も対象です。

2人以上の世帯

- ・移住元において同一世帯に属しており、申請時も同一世帯に属していること。 など

(注) 次のような場合は、移住支援金を返還していただきます。

■全額返還

- ・虚偽の申請等をした場合
- ・移住支援金の申請日から3年未満に岡山県外に転出した場合
- ・移住支援金の申請日から1年以内に要件を満たす職を辞した場合
- ・起業支援金の交付決定を取り消された場合

■半額返還

- ・申請日から3年以上5年以内に岡山県外に転出した場合



Living in Kurashiki

くらしきで暮らしす

くらしを紡ぐ、くらしき

お問い合わせ先

倉敷市企画経営室くらしき移住定住推進室 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地

TEL 086-426-3153 FAX 086-426-5131 メール iju@city.kurashiki.okayama.jp

詳しくは、移住支援金
ホームページへ

